

〔財務省〕

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0700010	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。			-						1031010	千葉県東金市	公共施設目的外使用特区	補助金適正化法による財産処分制限の緩和並びに事務手続きの簡略化
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701060	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。			-						1199010	山口県	宇宙地域産業学官連携研究開発促進特区	処分制限期間の緩和
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701070	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。			-						2151150	(株)東京リーガルマインド	次世代大学特区	行政財産の処分制限の適用除外について
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701080	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。			-						2152130	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	行政財産の処分制限の適用除外について
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701090	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。			-						2174050	NPO法人東京シュティナーシューレ	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	NPO法人による公教育補完施設としての廃校舎使用に関する特例
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701100	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。			-						1403010	掛川市	森の都特区	財産の処分の制限に関する規制の緩和
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701110	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。			-						1242010	鷺沢町	環境調和型地域産業振興特区	補助金の交付目的外の使用に関する制限の緩和

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701120	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。				-					1338050	つくば市	つくば新エネ市民電力特区	バイオマス発電設備での多様なバイオマス利用の実現
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701130	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。			D-1	-					1115010	余市町	観光・産業交流特区	農道離着陸場の設置目的の撤廃補助金適正化に関する法律の緩和
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701140	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。				-					1075020	和泉村	過疎地域における教育、保育特区	過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701150	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。				-					2186010	社団法人農村資源開発協会	農村資源開発センター構想(農業先端技術集積特区)	<ul style="list-style-type: none"> a 農地転用許可不要施設取組の拡大及び許可手続簡便化の引上げ b 農地転用許可不要施設取組の拡大 c 農地転用許可不要施設取組の拡大 d 農地転用許可不要施設取組の拡大 e 農地転用許可不要施設取組の拡大 f 農地転用許可不要施設取組の拡大 g 農地転用許可不要施設取組の拡大 h 農地転用許可不要施設取組の拡大 i 農地転用許可不要施設取組の拡大 j 農地転用許可不要施設取組の拡大 k 農地転用許可不要施設取組の拡大 l 農地転用許可不要施設取組の拡大 m 農地転用許可不要施設取組の拡大 n 農地転用許可不要施設取組の拡大 o 農地転用許可不要施設取組の拡大 p 農地転用許可不要施設取組の拡大 q 農地転用許可不要施設取組の拡大 r 農地転用許可不要施設取組の拡大 s 農地転用許可不要施設取組の拡大 t 農地転用許可不要施設取組の拡大 u 農地転用許可不要施設取組の拡大 v 農地転用許可不要施設取組の拡大 w 農地転用許可不要施設取組の拡大 x 農地転用許可不要施設取組の拡大 y 農地転用許可不要施設取組の拡大 z 農地転用許可不要施設取組の拡大
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701160	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。				-					1225010	兵庫県猪名川町	教育特区	(幼)小中一貫教育校設置に伴う補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同施行令に基づき(文部省教育助成局長通知の納付金の国庫への納付を要さないようにする項目)についての規定の適用除外
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701200					-					1175060	長崎県小浜町	小浜総合自然エネルギー特区	補助金の交付目的外の使用に関する制限の緩和

〔財務省〕

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
国の補助金等により取得等した財産の目的外使用等の制限の緩和	0701210			補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てられるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。 適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている。その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、各省各庁において、個々の補助金等に照らし合理性があれば、承認手続きの簡素化措置の拡充等が図られるものと考えている。							1052010	川口市	行政財産の使用許可基準の緩和の特例	行政財産(補助金を使用したもの)の使用許可基準の緩和
予算執行の柔軟化	0700020	たとえ節約した金額といえども、国民の貴重な税金を財源とするものであり、節約した部署に何の制約もなく譲与することは適切でない。 予算は、歳入・歳出の全体のバランスの中で、それぞれの経費の必要性が毎年度精査されるべきものであり、翌年度の予算について、たとえ前年度に節約した部署であっても、一定額を措置することを制度的に保障することについては慎重な検討が必要である。			C - 1	-					2098010	個人	予算を毎年5%削減できる方法	予算の執行に関する規制の緩和
酒類の製造免許の要件の緩和(数量制限の撤廃又は引き下げ)	0700030	要望の主旨は、特区内の農家が栽培した農産物を用いて製造した酒類を、民宿や直売施設等で提供・販売したいということであるが、酒類の品質の安全性やスケール・メリットを生かした製造コストの低減の観点から、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託することが適当であり、現行法上、特に制約はない。特区内の農産物を集約することにより、特区内の農業全体の活性化にも資すると考えられる。 農家自らが経営する民宿(簡易宿泊所)や飲食店で宿泊客等に対して酒類を提供することについては、現行法の下でも免許不要とされている。 〔注〕宿泊施設やレストラン内など酒類をもち自ら自己の営業場において飲用に供する業については、現行制度においても酒類販売免許を受ける必要はない。 酒税法では、酒税保全のため、採算性が取れるか否かといった観点から、製造数量に最低限度を設けている。この最低製造数量基準は、酒税相当額のほか、設備投資などの初期投資や経常的に生ずる人件費などのコストを確実に回収するのに必要と考えられる水準であり、酒税の適正かつ確実な課税を実現するために必要。 小規模であっても酒税の納税は必要であり、また、製品の品質を保健衛生上問題のないものとするためには、相応の設備(加熱、冷却、殺菌、瓶詰めなど)も必要となると考えられることから、これらの費用を賄えるか否かは酒税の保全の観点から重要。 酒税の適正かつ確実な課税の実現や国民の保健衛生上問題がない酒類の品質といった点に留意しつつ、特区としての要望(自家栽培の農産物を用いて酒類を製造し、宿泊客に提供すること)に応え得る方法として、現行法で対応可能な委託製造という方法を提示させていただいたところ。								1057010	北海道	農村再生特区	酒類の製造の免許要件の緩和	
酒類の製造免許の要件の緩和(数量制限の撤廃又は引き下げ)	0700040	要望の主旨は、特区内の農家が栽培した農産物を用いて製造した酒類を、民宿や直売施設等で提供・販売したいということであるが、酒類の品質の安全性やスケール・メリットを生かした製造コストの低減の観点から、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託することが適当であり、現行法上、特に制約はない。特区内の農産物を集約することにより、特区内の農業全体の活性化にも資すると考えられる。 農家自らが経営する民宿(簡易宿泊所)や飲食店で宿泊客等に対して酒類を提供することについては、現行法の下でも免許不要とされている。 〔注〕宿泊施設やレストラン内など酒類をもち自ら自己の営業場において飲用に供する業については、現行制度においても酒類販売免許を受ける必要はない。 酒税法では、酒税保全のため、採算性が取れるか否かといった観点から、製造数量に最低限度を設けている。この最低製造数量基準は、酒税相当額のほか、設備投資などの初期投資や経常的に生ずる人件費などのコストを確実に回収するのに必要と考えられる水準であり、酒税の適正かつ確実な課税を実現するために必要。 小規模であっても酒税の納税は必要であり、また、製品の品質を保健衛生上問題のないものとするためには、相応の設備(加熱、冷却、殺菌、瓶詰めなど)も必要となると考えられることから、これらの費用を賄えるか否かは酒税の保全の観点から重要。 酒税の適正かつ確実な課税の実現や国民の保健衛生上問題がない酒類の品質といった点に留意しつつ、特区としての要望(自家栽培の農産物を用いて酒類を製造し、宿泊客に提供すること)に応え得る方法として、現行法で対応可能な委託製造という方法を提示させていただいたところ。 酒税法においては、酒税の保全の観点から、酒類の製造を行う者について、免許制を採用している。税務署では、免許申請を受けた場合には、申請者が過去に免許取消を受けたことがあるか、法令違反により処罰されたことがあるか、酒類の製造販売を適切に監視できるかどうか、飲食店を営むにふさわしい品質の酒類を製造できるかどうかなどの観点から、総合的な判断を行い、これらの判断基準を満たさない場合は、免許を拒否することができることとされている。免許制を登録制にした場合は、不適格な者も容易に酒類製造を行えることとなり、酒税の保全あるいは取締り上、重大な問題が生ずる。								1129010	岩手県	日本のふるさと再生特区	酒類の製造の免許要件の緩和	

(財務省)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
酒類の製造免許の要件の緩和(数量制限の撤廃又は引き下げ)	0700080	<p>要望の主旨は、特区内の農家が栽培した農産物を用いて製造した酒類を、民宿や直売施設等で提供・販売したいということであるが、酒類の品質の安全性やスケール・メリットを生かした製造コストの低減の観点から、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託することが適当であり、現行法上、特に制約はない。特区内の農産物を集約することにより、特区内の農業全体の活性化にも資すると考えられる。</p> <p>農家自らが経営する民宿(簡易宿泊所)や飲食店で宿泊者等に対して酒類を提供することについては、現行法の下でも免許不要とされている。</p> <p>(注)宿泊施設やレストランなど酒類をまったり自己の営業場において飲用に供する業については、現行制度においても酒類販売免許を受ける必要はない。</p> <p>酒税法では、酒税保全のため、採算性が取れるか否かといった観点から、製造数量に最低限度を設けている。この最低製造数量基準は、酒税相当額のほか、設備投資などの初期投資や経常的に生ずる人件費などのコストを確実に回収するのに必要と考えられる水準であり、酒税の適正かつ確実な課税を実現するため必要。</p> <p>小規模であっても酒税の納税は必要であり、また、製品の品質を保健衛生上問題のないものとするためには、相応の設備(加熱、冷却、殺菌、瓶詰めなど)も必要となると考えられることから、これらの費用を賄えるか否かは酒税の保全の観点から重要。</p> <p>酒税の適正かつ確実な課税の実現や国民の保健衛生上問題がない酒類の品質といった点に留意しつつ、特区としての要望(自家栽培の農産物を用いて酒類を製造し、宿泊者に提供すること)に応え得る方法として、現行法で対応可能な委託製造という方法を提示させていただいたこと。</p>	<p>自治体からの提案は「農業者が行うレストランやファームイン等で自ら製造したい」とするものであり、また、酒類製造見込数量基準を撤廃又は引き下げ、地域独自の酒類を製造することを容認するものである。提案の趣旨を踏まえ、特区で実現できないか具体的に検討し、回答された。</p>				<p>特区内の農家が栽培した農産物を用いて酒類を製造し、それを農家民宿や直売施設等で提供・販売したいということであり、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託すれば、現行法上、特に制約はない。</p> <p>農家自らが経営する民宿(簡易宿泊所)や飲食店で宿泊者等に対して酒類を提供することについては、現行法の下でも免許不要とされている。</p> <p>農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」などの小規模製造を容認するためには、酒税の確実な納税と適正な税務執行が担保されることが大前提であり、少なくとも、以下のような要件を充足することが不可欠。</p> <p>特区における「規制の特例措置」としては、「従来型の財政措置」を講じないこととされており、酒税負担の減免措置は講じない。</p> <p>酒税の納税義務者として、最低限必要な毎月の納税申告や酒類の製造・販売等に関する帳簿を確実に行うこと。</p> <p>酒税の納税について、確実な納税の担保があること。</p> <p>酒類製造業者として不適格な者の参入を防止する等の観点から、他の免許要件を満たす者であること。</p> <p>製造した酒類を特区内で消費するなど、特区の趣旨に則したものであること。</p>			1136050	長崎県	しま交流人口拡大特区	酒類の製造の免許要件の緩和	
酒類の製造免許の要件の緩和(数量制限の撤廃又は引き下げ)	0700090	<p>要望の主旨は、特区内の農家が栽培した農産物を用いて製造した酒類を、民宿や直売施設等で提供・販売したいということであるが、酒類の品質の安全性やスケール・メリットを生かした製造コストの低減の観点から、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託することが適当であり、現行法上、特に制約はない。特区内の農産物を集約することにより、特区内の農業全体の活性化にも資すると考えられる。</p> <p>農家自らが経営する民宿(簡易宿泊所)や飲食店で宿泊者等に対して酒類を提供することについては、現行法の下でも免許不要とされている。</p> <p>(注)宿泊施設やレストランなど酒類をまったり自己の営業場において飲用に供する業については、現行制度においても酒類販売免許を受ける必要はない。</p> <p>酒税法では、酒税保全のため、採算性が取れるか否かといった観点から、製造数量に最低限度を設けている。この最低製造数量基準は、酒税相当額のほか、設備投資などの初期投資や経常的に生ずる人件費などのコストを確実に回収するのに必要と考えられる水準であり、酒税の適正かつ確実な課税を実現するため必要。</p> <p>小規模であっても酒税の納税は必要であり、また、製品の品質を保健衛生上問題のないものとするためには、相応の設備(加熱、冷却、殺菌、瓶詰めなど)も必要となると考えられることから、これらの費用を賄えるか否かは酒税の保全の観点から重要。</p> <p>酒税の適正かつ確実な課税の実現や国民の保健衛生上問題がない酒類の品質といった点に留意しつつ、特区としての要望(自家栽培の農産物を用いて酒類を製造し、宿泊者に提供すること)に応え得る方法として、現行法で対応可能な委託製造という方法を提示させていただいたこと。</p> <p>酒税法においては、酒税の保全の観点から、酒類の製造を行う者について、免許制を採用している。税務署では、免許申請を受けた場合には、申請者が過去に免許取消を受けたことがあるが、法令違反により処罰されたことがあるが、酒類の製造販売を適切に継続できるかどうか、税負担を負うにふさわしい品質の酒類を製造できるかどうかなどの観点から、総合的な判断を行い、これらの判断基準に不適格な場合は、免許を拒否することができることとされている。免許制を無効としれば、不適格な者も容易に酒類製造を行えることとなり、酒税の保全あるいは取締り上、重大な問題が生ずる。</p> <p>記載しているが、現行酒税法上、製造免許を持たない者がどぶろく(製造している)とすれば、そもそも法律違反・密造で密造を合法化することはできない。</p>		D-1				A(D-1)	1162010	遠野市	日本のふるさと再生特区	酒類の製造免許の適用除外		
酒類の製造免許の要件の緩和(数量制限の撤廃又は引き下げ)	0700130	<p>要望の主旨は、特区内の農家が栽培した農産物を用いて製造した酒類を、民宿や直売施設等で提供・販売したいということであるが、酒類の品質の安全性やスケール・メリットを生かした製造コストの低減の観点から、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託することが適当であり、現行法上、特に制約はない。特区内の農産物を集約することにより、特区内の農業全体の活性化にも資すると考えられる。</p> <p>農家自らが経営する民宿(簡易宿泊所)や飲食店で宿泊者等に対して酒類を提供することについては、現行法の下でも免許不要とされている。</p> <p>(注)宿泊施設やレストランなど酒類をまったり自己の営業場において飲用に供する業については、現行制度においても酒類販売免許を受ける必要はない。</p> <p>酒税法では、酒税保全のため、採算性が取れるか否かといった観点から、製造数量に最低限度を設けている。この最低製造数量基準は、酒税相当額のほか、設備投資などの初期投資や経常的に生ずる人件費などのコストを確実に回収するのに必要と考えられる水準であり、酒税の適正かつ確実な課税を実現するため必要。</p> <p>小規模であっても酒税の納税は必要であり、また、製品の品質を保健衛生上問題のないものとするためには、相応の設備(加熱、冷却、殺菌、瓶詰めなど)も必要となると考えられることから、これらの費用を賄えるか否かは酒税の保全の観点から重要。</p> <p>酒税の適正かつ確実な課税の実現や国民の保健衛生上問題がない酒類の品質といった点に留意しつつ、特区としての要望(自家栽培の農産物を用いて酒類を製造し、宿泊者に提供すること)に応え得る方法として、現行法で対応可能な委託製造という方法を提示させていただいたこと。</p>							1400400	掛川市	発祥文化創造掛川特区構想	特区内の酒造に係る酒税法の数量規制等の緩和		
酒類の製造免許の要件の緩和(数量制限の撤廃又は引き下げ)	0700140	<p>要望の主旨は、特区内の農家が栽培した農産物を用いて製造した酒類を、民宿や直売施設等で提供・販売したいということであるが、酒類の品質の安全性やスケール・メリットを生かした製造コストの低減の観点から、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託することが適当であり、現行法上、特に制約はない。特区内の農産物を集約することにより、特区内の農業全体の活性化にも資すると考えられる。</p> <p>農家自らが経営する民宿(簡易宿泊所)や飲食店で宿泊者等に対して酒類を提供することについては、現行法の下でも免許不要とされている。</p> <p>(注)宿泊施設やレストランなど酒類をまったり自己の営業場において飲用に供する業については、現行制度においても酒類販売免許を受ける必要はない。</p> <p>酒税法では、酒税保全のため、採算性が取れるか否かといった観点から、製造数量に最低限度を設けている。この最低製造数量基準は、酒税相当額のほか、設備投資などの初期投資や経常的に生ずる人件費などのコストを確実に回収するのに必要と考えられる水準であり、酒税の適正かつ確実な課税を実現するため必要。</p> <p>小規模であっても酒税の納税は必要であり、また、製品の品質を保健衛生上問題のないものとするためには、相応の設備(加熱、冷却、殺菌、瓶詰めなど)も必要となると考えられることから、これらの費用を賄えるか否かは酒税の保全の観点から重要。</p> <p>酒税の適正かつ確実な課税の実現や国民の保健衛生上問題がない酒類の品質といった点に留意しつつ、特区としての要望(自家栽培の農産物を用いて酒類を製造し、宿泊者に提供すること)に応え得る方法として、現行法で対応可能な委託製造という方法を提示させていただいたこと。</p> <p>酒税法においては、酒税の保全の観点から、酒類の製造を行う者について、免許制を採用している。税務署では、免許申請を受けた場合には、申請者が過去に免許取消を受けたことがあるが、法令違反により処罰されたことがあるが、酒類の製造販売を適切に継続できるかどうか、税負担を負うにふさわしい品質の酒類を製造できるかどうかなどの観点から、総合的な判断を行い、これらの判断基準に不適格な場合は、免許を拒否することができることとされている。免許制を無効としれば、不適格な者も容易に酒類製造を行えることとなり、酒税の保全あるいは取締り上、重大な問題が生ずる。</p>							1437010	長野県	ミニワイナリー特区	酒類の製造免許要件の緩和		
											1460010	長野県	どぶろく特区	酒税法の緩和

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
酒類の製造の免許要件の緩和(特例税率の新設)	0700050	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1129020	岩手県	日本のふるさと再生特区	酒類の製造の免許要件の緩和
酒類の製造免許の要件の緩和(申告納税を年1回に簡素化)	0700060	申告や納税の仕組みは、税制の基本事項であり、規制緩和の対象とはなりえない。 酒類の申告・納税を毎月としているのは、酒税が消費者からの預り金的性格を有しており、できるだけ速やかに国庫に収納する必要があることによるものであり、全ての酒類製造者に対し、例外なく(毎月申告・納税を求めているところ。したがって、酒類を製造・販売する以上、農業者であっても特例を設けることはできない。	貴省からの回答は、特区として対応不可とのことであるが、酒類の製造免許の要件である製造見込数量基準の撤廃等特例措置と併せて具体的に検討し、回答されたい。	酒税の申告・納税を毎月としているのは、酒税が消費者からの預り金的性格を有しており、できるだけ速やかに国庫に収納する必要があることによるものであり、全ての酒類製造者に対し、例外なく(毎月申告・納税を求めているところ。したがって、酒類を製造・販売する以上、農業者であっても特例を設けることはできない。	C-1	-				1129030	岩手県	日本のふるさと再生特区	酒類の製造の免許要件の緩和	
酒類の製造免許の要件の緩和(記帳義務の簡素化)	0700070	酒税は申告納税制度を採用しており、適正な納税申告を行うためには、製造・貯蔵・移出の各段階を通じた記帳が必要不可欠。酒税法では、例外なく(全ての酒類製造者にこの義務を課しているところであり、酒類を製造・販売する以上、農業者であっても、最低限の記帳を行っていたかなければ、酒税の適正かつ確実な課税に重大な支障をきたすことになる。 記帳義務を果たせないのであるが、酒類製造者、すなわち酒税の納税義務者となったとしても、適正な申告・納税は期待できないのではないか。	貴省からの回答は、特区として対応不可とのことであるが、酒類の製造免許の要件である製造見込数量基準の撤廃等特例措置と併せて具体的に検討し、回答されたい。	所得税や法人税でも課税に必要な事項については、全納税者に対し、記帳義務を課しているところであり、記帳義務は税制の基本的仕組みである。 酒税は申告納税制度を採用しており、適正な納税申告を行うためには、製造・貯蔵・移出の各段階を通じた記帳が必要不可欠。酒税法では、例外なく(全ての酒類製造者にこの義務を課しているところであり、酒類を製造・販売する以上、最低限の記帳を行っていたかなければ、酒税の適正かつ確実な課税に重大な支障をきたすことになる。 酒類製造者は酒税の納税義務者として、記帳義務を適正に履行することが必要。	C-1	-				1129040	岩手県	日本のふるさと再生特区	酒類の製造の免許要件の緩和	
酒類の製造免許の要件の数量規制の緩和(博物館等の施設において生産学習の一環として試験製造を行う場合にも試験製造免許が取得できるよう運用を緩和する方向で検討中、とのことであるが、いままでは試験結果を出す予定が、また、特区において先行的に実施できないか具体的に検討し、回答されたい。	0700100	試験製造免許は、真に試験研究を目的とする場合に限り付与するのであるから、例えば、試験製造した酒類を販売して多額の収益を得るような営利性がある場合又は自家用酒類の製造を目的とする場合は、試験製造免許の対象とはならない。現在、学校教育法に規定する学校において教育のために試験製造を行う場合には試験製造免許を付与しているところであり、国又は地方公共団体の設置等に係る博物館等の施設において生産学習の一環として試験製造を行う場合にも試験製造免許が取得できるよう運用を緩和する方向で検討中。	貴省からの回答では「博物館等の施設において生産学習の一環として試験製造を行う場合にも試験製造免許が取得できるよう運用を緩和する方向で検討中、とのことであるが、いままでは試験結果を出す予定が、また、特区において先行的に実施できないか具体的に検討し、回答されたい。	試験製造免許の運用基準については、検討の結果、緩和する場合には平成15年度中に措置する。	B-1	-				1162020	遠野市	日本のふるさと再生特区	酒類の製造免許の数量規制の緩和	
歴史的文化的な「どぶろく」について、特区内限定の一般販売許可	0700110	製造免許の条件として「境内から持ち出しできない」との限定は付していない。 酒類製造者がその免許を受けた製造場において酒類の販売業については、酒類販売業免許を受ける必要はない。	提案者からの要望が実現可能か具体的に検討し、回答されたい。	酒類の製造免許を受けた者がその免許を受けた製造場において酒類の販売業については、酒類販売業免許を受ける必要はない。また、税務書長が酒類の製造免許を与える場合において、製造する酒類の数量又は範囲についてのみ条件を付すことができるとされている。	E	-				1164030	白川村	白川郷文化・環境教育特区	歴史的文化的な「どぶろく」について、特区内限定の一般販売許可	

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
酒類販売業開設要件等の緩和	0700120	一般酒類小売業免許に係る人口基準は、平成15年9月に廃止される予定となっていることから、その後は、人的・設備要件等を満たせば、原則として免許を取得できると考えられる。 また、現時点でも観光地等酒類小売業免許を取得できる場合がある。	貴省からの回答では「人口基準の廃止、人的・設備要件を満たせば原則として免許を取得できる」とのことであるが、自治体は、免許制を届出制にする等の要件の緩和を求めているものであり、この観点から、具体的に検討し、回答されたい。	酒税法においては、酒税の保全の観点から、酒類の販売業を行う者について、免許制を採用している。税務署では、免許申請を受けた場合には、申請者が過去に免許取消を受けたことがあるか、法令違反により処罰されたことがあるか、酒類の販売業を適切に継続できるかどうかなどの観点から、総合的な判断を行い、免許の可否を判断することが必要であり、免許制を届出制とすることは、酒税の保全の観点から適当でない。	C - 1	-					1376070	丹波町	丹波ワイン産業振興特区	酒類販売業開設要件等の緩和
開港の指定条件の緩和	0700150	開港の指定に当たって公共バースを備えるという条件はない。			E	-					1134010	柳井市	国際物流拠点特区	開港条件の緩和
通関・検査の24時間・365日化	0700160	A(平成15年4月～)構造改革特別区域法に開税法の特例規定(構造改革特別区域法第十七条)を設け、当該規定に基づく特例措置が認定された構造改革特別区域においては、税関の臨時開庁手数料を2分の1に軽減するとともに、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯(例えば、1時間当り1件以上の申請)において、当該特区に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制とすることで対応する。) B(平成14年10月から港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対応する上での問題点を把握するため、コンテナ貨物取扱実績の多い官署において、税関の執務時間外における一定の時間帯に職員を配置する通関体制の試行を実施している。)	措置の概要(対応策)の修正 (平成15年4月～)構造改革特別区域法に開税法の特例規定(構造改革特別区域法第十七条)を設け、当該規定に基づく特例措置が認定された構造改革特別区域においては、税関の臨時開庁手数料を2分の1に軽減するとともに、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯(例えば、1時間当り1件以上の申請)において、当該特区に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制とすることで対応する。) (平成14年10月から港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対応する上での問題点を把握するため、コンテナ貨物取扱実績の多い官署において、税関の執務時間外における一定の時間帯に職員を配置する通関体制の試行を実施しているところであり、本年7月から税関の執務時間外における通関体制を本格的に整備(本格実施)する方向で検討することとしている。)		D - 2					1181010	川崎市	国際物流特区	通関・検査の24時間・365日化	
総合保税地域の許可要件の緩和(3%以上に緩和)	0700170	(平成15年4月～)構造改革特別区域法に基づく(政令に特例規定を設け、当該規定に基づく特例措置が認定された構造改革特別区域においては、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人のうち構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められたものに対しても許可を行うことを可能とすることで対応する。		措置の概要(対応策)の修正 平成15年度開港改正において、出資比率要件を10%以上から3%以上に緩和することとしている。	B - 1						2005080	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:lammy」	珠洲市は、貿易が自由に出来る自由貿易地域にしたい
											1181060	川崎市	国際物流特区	総合保税地域の許可要件の緩和
											1181080	川崎市	国際物流特区	保税地域搬入前の通関処理の実施

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
保税地域搬入前の通関処理の実施	0700180	予備審査制度を利用した海上貨物の輸入申告において、貨物を保税地域に搬入することなく、早期の引取りを可能とする到着即時輸入許可制度を平成15年9月を目標に導入する方向で検討する。		措置の概要(対応策)の修正 予備審査制度を利用した海上貨物の輸入申告において、貨物を保税地域に搬入することなく、早期の引取りを可能とする到着即時輸入許可制度を導入する(平成15年9月を目標)。	B-1						1379020	東京都	国際港湾特区	保税地域搬入前の通関処理の実施
											1306070	神戸市	国際みなと経済特区	海上輸入貨物への「到着即時輸入許可制度」の導入
											1246020	茨城県	国際物流特区	保税地域搬入前の通関処理の実施
保税地域許可手数料の見直し	0700200	保税地域の許可は、特定の者に法律上の地位を付与するものであって、受益者が極めて限られており、その受益者に一定の負担を求める必要がある。	提案者の要望を踏まえ、具体的に検討し、回答された。	保税地域に伴う費用の負担を、税としてすべての国民に求めるか、受益者たる被許可者に求めるかの観点からみて、被許可者の負担軽減のためだけに、手数料ではなく、税としてすべての国民に負担を求めることは適当ではないと考えられる。 また、保税地域に伴う費用は継続的に発生することから、手数料も継続的に徴収することとしている。	C-1 F						1197070	北九州市	北九州市国際部物流特区	保税地域許可手数料の見直し
											1306030	神戸市	国際みなと経済特区	保税蔵置場などの許可手数料の見直し
											1252040	福岡県	ロボット実証実験特区	総合保税地域の規制緩和(総合保税地域内において使用する輸入燃料等の使用・消費に係る関税等の免除 総合保税地域許可手数料の廃止又は減額)
航空機の資格内変・外変手続の緩和	0700210	当該届出制度は、外国貿易機と国内航空機等の区別を明確にすることにより、積載される貨物についての関税等の賦課・徴収や輸出入に係る税関手続の処理を図り、密輸等に関する適切な取締を確保する観点から設けられているものである。 また、届出の内容は、上記の区別を行う上で必要な範囲内のものであり、検査についても長時間を要するものではないことから、当該制度については、既に簡素化が図られている。			C-1					1197110	北九州市	北九州市国際物流特区	航空機の内変・外変手続の緩和	
保税運送手続の不要化	0700220	保税運送は、通関前の外国貨物が保税地域以外の場所を通過することとなるので、社会悪物品の国内への流入、外国貨物の亡失等がないよう、外国貨物の適正な管理を確保するためのものである。運送手段が航空機であろうと、船舶であろうと、トラックであろうと、その点については何ら変わりない。このため、保税運送手続自体を不要化することはできない。 なお、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められるときは、最長1年以内に行われる保税運送を一括して承認することが可能であり、この場合には、個々の保税運送について、その都度承認を受ける必要はない。			C-1						1197130	北九州市	北九州市国際物流特区	保税運送手続きの不要化
	0700230										1246030	茨城県	国際物流特区	保税運送に係る手続きの免除
保税蔵置場における蔵置期間の延長	0700240	保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、2年間とされているが、申請により、その期間を延長することができる。	貴省からの回答では、「保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は2年間とされている」とのことであるが、2年間としている理由は何か、また提案は保税期間の廃止であり、具体的に検討し、回答された。	外国貨物は関税等の徴収を留保した貨物であり適正に管理される必要がある。このため、蔵置期間を無制限とすることは適当ではなく、一定の期間(最長2年)を定め、その外国貨物の現状を把握し外国貨物が適正に管理されていることを確認するための機会が必要である。また、既に回答したとおり、その期間も延長できることとしており、現状(制度)の問題点の「保税期間を過ぎれば廃棄・輸入通関・再輸出等が必要」という指摘については、必ずしも廃棄・輸入通関・再輸出する必要はない。	D-1 C-1						1197140	北九州市	北九州市国際物流特区	保税蔵置場の保管期間の延長

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
港頭地区で積み込まれた貨物のコンテナ扱いの適用	0700250	海上輸出貨物の予備審査制導入に併せ、港頭地区で積み込まれる貨物に係るコンテナ扱いを平成15年度中を目途に認める方向で検討する。		措置の概要(対応策)の修正 海上輸出貨物の予備審査制導入に併せ、港頭地区で積み込まれる貨物に係るコンテナ扱いを認める(平成15年度中を目途)。	B-1						1258010	名古屋港管理組合	産業ハブ特区	港頭地区で積み込まれた貨物のコンテナ扱いの適用	
外国貨物の蔵入承認を受けずに蔵置できる期間の延長	0700260	蔵入承認手続は、保税地域に長期に蔵置されることとなる外国貨物について、国民の安全等を確保するために定められた各種法令による輸入規制に関して必要な許可・承認等を取っているか、課税の対象となる物件は何か等につき審査・検査し、貨物の実態を早期に確認することにより、外国貨物の適正な管理を確保するための不可欠な手続である。 このような目的を有する手続は、本来できる限り早期に行うことが望ましいが、申請者の負担軽減をも勘案し、現在、3カ月の猶予を与えているものであり、その期間をこれ以上長期化することは、国民の安全等の確保の観点から適当でない。 なお、平成15年度開港改正において、非居住者が蔵入承認申請や輸入(納税)申告等の税関手続を行う場合に、本邦においてその事務処理を行う者に係る規定等を整備することとしており、これにより、蔵置期間が3ヵ月を超える貨物についても、非居住者である部品供給メーカーによる国内在庫管理が可能となる。	提案者の要望を踏まえ、具体的に検討し、回答されたい。	蔵入承認手続は、既に回答したとおり、外国貨物の適正な管理を確保するための不可欠な手続であるが、申請者の負担軽減を勘案した上で、既に3カ月の猶予を与え、かつ、その手続も簡素化を行っていることから、その期間をこれ以上長期化することは、国民の安全等の確保の観点から適当でない。	C-1		提案者からの意見では、「蔵入承認手続を必要とせずに期間延長を可能とする規制の特例事項を要望している」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。					1258020	名古屋港管理組合	産業ハブ特区	保税地域の(外国貨物の承認無しの)保管(蔵置)期間の延長
												1267030	千葉県	国際空港・港湾特区	保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に外国貨物を置く場合の期間の要件の緩和
												1360020	神奈川県	国際臨空産業特区	航空輸送を活用したSCMシステムの効率化のための規制緩和(保税蔵置場の保管期間の延長)
												1318050	大田区	OTA産業経済特区	保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に外国貨物を置く場合の期間要件の緩和
税関区域を越えたクロス申告の実施	0700280	通関業者の営業区域制限の撤廃は、通関業者が貨物蔵置場所に営業の基盤を有しない場合、税関の検査に立ち会えないなど、円滑な通関手続に支障が生じるおそれがあること、また、通関業者の指導・監督については、各地区によって通関業者の業務の内容、経営の規模等にそれぞれ特色が見られるため、実情を把握できる立場にある各税関単位で行うことが効率的であること、から困難である。	自治体からは、管轄の異なる税関に対しても輸出入申告のできるシステムとできないかとの要望であり、実現について具体的に検討し、回答されたい。	具体的に検討した結果、措置の概要で説明したように、通関業者が通関業の許可を受けた税関の管轄区域外で通関業を営むことは適切でないものと考えられる。 なお、一の税関で許可を受けている者が他の税関で許可を受けようとする場合には、簡易な手続で他の税関においても許可を受けられることを認めており、既に全国で244社(平成15年1月1日現在)が複数の管轄区域で営業を行っており、管轄区域が通関業を展開する上で制約になっているとは考えられない。	C-1					1267040	千葉県	国際空港・港湾特区	税関区域を越えたクロス申告の実施		

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の廃止	0700290	1. 地方自治体等から寄せられた特区での規制の特例措置に係る提案の中では、臨時開庁手数料のあり方に関するものとして、その軽減あるいは免除が共に多数要望されていたものと承知している。 2. 財務省は、今後、通関体制の整備を積極的に進めていくことを踏まえ、臨時開庁手数料のあり方を見直していく方針であるが、昨年10月より実施している税関の執務時間外における通関体制の試行の結果も未だ明らかとなっていない現段階で、特区における臨時開庁手数料を直ちに免除とすることは適切ではないものと考えている。	自治体からの提案を踏まえ、引き続き検討されたい。	財務省は、今後、通関体制の整備を積極的に進めていくことを踏まえ、臨時開庁手数料のあり方を見直していく方針であるが、昨年10月より実施している税関の執務時間外における通関体制の試行の結果も未だ明らかとなっていない現段階で、特区における臨時開庁手数料を直ちに免除とすることは適切ではないものと考えている。 措置の概要(対応策)の修正 1. これまで、受益者負担の考え方に立ち、税関の臨時開庁申請に所要の手数料を求めてきたところであるが、これについては、先般、地方自治体等から寄せられた特区での規制の特例措置に係る一次提案の中で、その軽減あるいは免除が共に多数要望されていたものと承知している。 2. これらを踏まえ、今般、特区法に關稅法の特別規定を設け、特区において税関の臨時開庁手数料を2分の1に軽減することを通じて、特区における地方公共団体の自発的な規制改革や、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みを促すことにより、我が国貿易の振興を図ることとしている。 3. 財務省は、今後、通関体制の整備を積極的に進めていくことを踏まえ、臨時開庁手数料のあり方を見直していく方針であるが、昨年10月より実施している税関の執務時間外における通関体制の試行の結果も未だ明らかとなっていない現段階で、特区における臨時開庁手数料を直ちに免除とすることは適切ではないものと考えている。	C-1 C-3						1267050	千葉県	国際空港・港湾特区	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の廃止
テーマパーク内の免税店の設置の実現	0700300	出国者が、保税蔵置場の許可を受けたハウステンボス内の店舗で購入した外国貨物を、空港等における出国施設内にある保税蔵置場の許可を受けた引渡し場所へ出国の際に受け取り、携帯して海外に持ち出すのであれば、可能である。	ハウステンボス内店舗の保税蔵置場の許可等、提案の実現が可能か具体的に検討し回答されたい。	提案内容は現行制度上可能である。なお、個別の保税蔵置場の許可については、申請者から申請を受け、法令に定める要件に基づき行われることになる。	D-1						1275010	佐世保市	国際観光交流特区	ハウステンボス内における免税店の設置
保税蔵置場の許可基準の緩和	0700310	保税蔵置場については、貨物検査等の税関業務を執行する上での効率性を確保する観点から、所在地を管轄する税関官署から一定距離(25km)の範囲内にあることを目安としているが、税関官署から一定距離(25km)の範囲外にある施設についても、保管施設の形態、取扱予定貨物の種類等、各種の事情を勘案しつつ、税関業務の適正な執行の確保を前提に弾力的に許可しているところである。	提案は距離規制の撤廃であり、これについて検討し回答されたい。また弾力的に許可しているとのことであるが、解釈の明確化が必要ではないか、具体的に検討し、回答されたい。	所在地を管轄する税関官署からの一定距離(25km)内という目安は、既に回答したとおり、貨物検査等の税関業務を執行する上で効率性を確保する観点から、必要であると考えているが、国際物流の増進を図る特区において、その潜在力を考慮して、その距離を延長することについては前向きに検討されたい。	A						1315030	山形県	超精密技術集積特区	保税蔵置場の許可基準の緩和
											1246100	茨城県	国際物流特区	保税蔵置場の距離要件の緩和
簡易申告制度の要件緩和	0700320	平成15年度開税改正において担保提供額について見直すとともに、継続要件を年24回から年6回に緩和することとしている。	提案では、申告手続きの簡素化を求めており、具体的に検討し、回答されたい。又、継続要件について緩和、廃止の要望があるがこの点についても検討し回答されたい。	継続的輸入要件については、貨物の所属区分毎に關稅率が異なる現状において適正な納税申告を確保するためには輸入しようとする貨物に係る關稅關係法令上の取り扱いについて熟知していることが必要であり、一定回数の適正な納税申告を行っているという継続的輸入要件を撤廃することはできないが、平成15年度開税改正において現行の「年24回以上」という要件については「年6回以上」に緩和することとしている。また、担保提供額についても見直しを図ることとしている。 なお、「手続きの簡素化」の趣旨が引取申告と納税申告を同時にできるようにということであれば現行制度でも対応可能である。	B-1						1323100	横浜市港湾局	国際物流特区	通関業務を簡素化するため、簡易申告制度を拡充
											1181070	川崎市	国際物流特区	継続輸入貨物の通関申請事務の簡素化
											1447030	長野県	テクノリジョン特区	開税の簡易申告制度における指定貨物の要件の緩和
											1306040	神戸市	国際みなと経済特区	簡易申告制度の要件緩和

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
総合保税地域の許可要件(一団の土地等)の緩和	0700330	総合保税地域の許可を受けようとする一団の土地等において、施設毎に管理運営する者が異なる場合であっても、いずれか一の者が、当該総合保税地域全体の管理・運営状況等を常に把握できると認められる場合には、所有権等の法律上の権利をもって管理しなくても、許可することは可能である。	提案では、複数の管理者がいるふ頭全体を「総合保税地域」にしようとする場合、管理又は運営法人の設立が必要であるとしているが、法人の設立をすることなく提案内容を実現することが可能か回答されたい。	既に回答したとおり、いずれか一の者が、当該総合保税地域全体の管理・運営状況等を常に把握できると認められるのであれば、新たに法人を設立する必要はない。	D - 1	-					1323110	横浜市港湾局	国際物流特区	総合保税地域の許可要件(一団の土地等)の緩和
指定保税地域内における税関長の許可対象行為の見直し	0700340	外国貨物について行おうとする行為に応じて保税地域の種類が定められており、指定保税地域に指定された場所であっても、保税工場の許可を受けて外国貨物の加工・製造を行うことは可能である。	自治体からの要望は、許可手続きや行為の種類の制限の見直しであり、この観点から具体的に検討し、回答されたい。	指定保税地域は、地方公共団体等が所有又は管理する土地又は施設で、開港等における税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置ができる場所として財務大臣が指定したものである。外国貨物の加工・製造を行う保税地域としては保税工場という制度があり、保税工場の許可は、指定保税地域に指定されている場所であっても可能である。したがって、外国貨物について行おうとする行為・目的に応じて保税地域の種類を選択することが可能であり、加工・製造を制限しているものではない。	D - 1	-					1323120	横浜市港湾局	国際物流特区	指定保税地域内における税関長の許可対象行為の見直し
指定保税地域内での外国貨物蔵置期間の延長等	0700350	指定保税地域に指定された場所であっても、保税蔵置場の許可を受けて外国貨物を長期蔵置することは可能である。 また、保税蔵置場においては、外国貨物を3ヵ月を超えて蔵置しようとする場合には、蔵入承認手続を行うことにより、2年間蔵置(延長可)することが可能である。 なお、外国貨物の収容は、指定保税地域の効率的な運用を図るため、その利用上の障害を除く等の観点から行うことができるとされているが、指定保税地域の利用の実態から見て障害等の問題が生じていない限り、蔵置期間が1ヵ月を経過しても、通常、収容は行っていない。	提案者の要望を踏まえ、具体的に検討し、回答されたい。	指定保税地域は、地方公共団体等が所有又は管理する土地又は施設で、開港等における税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置ができる場所として財務大臣が指定したものである。外国貨物の長期蔵置を行う保税地域としては保税蔵置場という制度があり、保税蔵置場の許可は、指定保税地域に指定されている場所であっても可能である。したがって、外国貨物について行おうとする行為・目的に応じて保税地域の種類を選択することが可能であり、長期蔵置を制限しているものではない。	D - 1	-					1323130	横浜市港湾局	国際物流特区	指定保税地域内での外国貨物蔵置期間の延長等
											1246040	茨城県	国際物流特区	指定保税地域で扱える貨物や期間の規制の緩和
指定保税地域内に搬入できる貨物の種類の見直し	0700360	指定保税地域に搬入される一部の貨物については税関への手続が必要であるが、そのような貨物の搬入を制限していることはない。 指定保税地域に搬入される貨物を制限していることはない。	自治体は、指定保税地域内へ搬入できる国内貨物の種類を制約しないことを要望しているものであり、この点について回答されていないと思われるので、具体的に検討し、回答されたい。	指定保税地域は、地方公共団体等が所有又は管理する土地又は施設で、開港等における税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置ができる場所として財務大臣が指定したものである。したがって、指定保税地域で取り扱われる貨物は通常外国貨物が中心となるが、国内貨物の貨物の搬入を制限していることはない。但し、指定保税地域の本来の機能に支障があってはならない。	D - 1	-					1323140	横浜市港湾局	国際物流特区	指定保税地域内に搬入できる貨物の種類の見直し
											1246040	茨城県	国際物流特区	指定保税地域で扱える貨物や期間の規制の緩和

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
非居住者による国内在庫管理	0700400	平成15年度開税改正において、非居住者(本邦に住所又は居所を有しない個人、事務所等を有しない法人)が輸入(納税)申告等の税関手続を行う場合に、本邦においてその事務処理を行う者に係る規定等を整備することとしている。これにより、非居住者による国内在庫管理が可能となる。	外国人が日本で入札できるようにする か、回答された 。	保税転売については、開税法上 何ら制限を設けておらず、非居住 者と居住者との間で外国貨物を売買 することは開税法上可能である。	B - 1						1306020	神戸市	国際みなと経済特区	非居住者の部品供給 メーカーによる国内 在庫(非居住者在 庫)の許可
											1245010	塩竈市	外国産水産物(すり 身、スケ ゴ、たら 等)入札 特区	-
総合保税地域の許可要件の緩和(包括地域指定の緩和)	0700410	総合保税地域の許可を受けようとする施設である倉庫、工場、展示場が分散している場合であっても、これらの機能・設備内容から判断して、これらの施設が相互補完的に関連して利用され、かつ税関の取締り上支障がないと認められるものについては、一括して許可することは可能である。	一定の地域内であ れば貯蔵や加工等 行える総合保税地 域として、包括地域 指定により提案者の要 望は実現できるとい うことでよいか検討 し、回答された。	一定の地域に倉庫、工場などが 点在する場合であっても、外国貨 物を取り扱われる場所をすべて総 合保税地域の対象とすることが可 能であり、その間にある地域(例 えば、民家など)も含めて総合保税 地域に指定する必要はなく、実質 的に提案内容と既に回答した内容 に差はないものと考えられる。	D - 1 -						1447040	長野県	テクノリー ジョン特 区	総合保税地域の基 本的考え方
CIQ業務の自治体等への移譲	0700970	通関手続及び開税等徴収等は、 武器、覚せい剤等の社会悪物品等の密輸取締りを行い、我が国に輸出入される 貨物を国境で管理すること(ボーダーコントロール)及び犯則調査並びに没収を行うこ とは、国家の基本的な責務であること、 適正かつ公平な開税等の賦課徴収及び通関手続の処理を図るため、輸出入貨物 に対する審査・検査を行い、輸出入の「許可」を行うとともに、輸出入者に対する立入 調査など、国民の権利に直接影響を及ぼす公権力の行使を行うものであること、 上記のような事務を厳正に執行するにあたり、職員は国家公務員法上の守秘義務 により守られるべき輸出入者の商取引情報等を取り扱うこと、 等から、その事務の根幹は自治体等に移管し得ない。			C - 1 -						1246010	茨城県	国際物流 特区	CIQの業務委託によ る一元化
自治体発行の地域通貨の紙幣類似証券取締法の適用対象からの除外	700420	() について 紙幣類似証券取締法は、通貨に対する国民の信頼を維持するため、紙幣類似の作 用をなすに至った証券の発行及び流通を禁止するものである。 いわゆる地域通貨についても、それが紙幣類似の作用をなすに至れば同法に抵触 することとなり、そのうちの一部について同法を適用しないとするは、同法に例外 を設けることとなり、法の趣旨からは適当でない。 なお、現在でも、同法に抵触しない範囲において、各地においていわゆる地域通貨 が発行・流通していることは、第1次提案時においても述べているところ。	自治体からの提案 の具体的な内容に ついて検討し、回答 された。	紙幣類似証券取締法は、一定の 要件を備え、その作用が紙幣に類 似する証券を適用対象としてい る。当該証券が一般的な換金性を 持つと、本来の利用範囲を越え て、私人間の取引において決済手 段として利用され、紙幣類似の機 能を有するに至る可能性が高まる ことから、一般的な換金性の有無 を紙幣類似の作用の判断要素か ら削除することは、適当ではない。 また、同法は、誰が発行するか ではなく、その作用が紙幣に類似 するかどうかで適用関係判断す るものであることから、自治体の発 行する地域通貨が同法違反となら ない旨を予め認めることも困難で ある。	C - 1 -	地域通貨について地方自治 体等からの提案を実現する観 点から関係省庁と連携し、次 の3点についてどのような問題 があるのか引き続き検討され たい。 紙幣類似証券の付与 換金性の付与 発行保証金の供託に代わ る発行主体の信用確保手段 の多様化	留辺蘂町の提案は現 在発行している商品券を 登録事業者間で複数回 流通させるものと認識し ているが、 紙幣類似証券の付与 換金性は登録事業者が 指定金融機関で行うもの であること、 から、紙幣類似証券取 締法の問題になることは ない。 留辺蘂町が本件地域 商品券の仕組みを見直 し、登録事業者間以外の 紙幣類似証券を認め、ある いは指定金融機関以外で 換金できることになれば 紙幣類似の作用をなす 可能性がある。 (注)再々検討要請項目 のうち、紙幣類似証券取 締法との関連事項は、 である。			1066010	留辺蘂町	留辺蘂町 地域通貨 特区	地域通貨の発行の 禁止規定の撤廃	

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
返還財産の地方公共団体への管理委託期間の弾力化	700430	普通財産は原則として処分することを前提としているため、長期間にわたり処分が不可能となる管理委託を行うことは適当でない。	貴省の回答では、「普通財産は原則として処分することを前提」とあるが、提案は、基地跡地の処分は長期に渡ることが予想されることから、管理委託を長期に渡り行うことができないか、具体的に検討し、回答されたい。	在日米軍から返還された財務省所管普通財産については、国有財産中央審議会答申に基づいて処理方針を定めている。 当該土地については、地方公共団体の利用計画の策定及び都市計画の見直しを受けて処分することとしており、こうした条件が整わない状況で長期に管理委託等を行うことは適当ではないと考えている。 こうした点を踏まえ、地方公共団体による利用計画の策定及び都市計画の見直し等を条件に管理委託可能期間の延長の是非を検討課題とし、財政制度等審議会国有財産分科会に諮ることとしており、平成15年中に結論を得る予定である。	B-1						1067010	朝霞市	キャンプ朝霞返還国有地暫定有効活用特区	国の普通財産を暫定利用する際の使途及び期間等の要件の緩和
返還財産の地方公共団体への暫定的な貸付期間の弾力化	700440	普通財産は原則として処分することを前提としているため、その処分を行う前に暫定的に貸し付ける場合は、処分の確実性を確認し、貸付期間を適正に定める必要がある。	買い受けは確約できないが貸付を受けたなどの提案であり、実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	在日米軍から返還された財務省所管普通財産については、国有財産中央審議会答申に基づいて処理方針を定めている。 当該土地については、地方公共団体の利用計画の策定及び都市計画の見直しを受けて処分することとしており、こうした条件が整わない状況で長期に貸付等を行うことは適当ではないと考えている。 こうした点を踏まえ、地方公共団体による利用計画の策定及び都市計画の見直し等を条件に一時使用の拡大の是非を検討課題とし、財政制度等審議会国有財産分科会に諮ることとしており、平成15年中に結論を得る予定である。	B-1						1350010	埼玉県入間市	財務省所管普通財産(米軍返還財産)暫定利用	財務省所管普通財産(米軍返還財産)の貸付に関する規制の撤廃
返還財産の留保地の売却先に、民間業者等を追加	700870	「大口返還財産留保地の取扱いについて」答申については、2月より財政制度等審議会国有財産分科会において見直しの検討を行う予定。	提案主体の要望は、審議会の検討事項に含まれるのか、又、財政制度審議会スケジュール、答申時期の目途を示されたい。	在日米軍から返還された財務省所管普通財産については、国有財産中央審議会答申に基づいて処理方針を定めている。 当該土地については、地方公共団体の利用計画の策定及び都市計画の見直しを受けて処分することとしており、こうした条件が整わない状況で長期に国から民間業者に貸付等を行うことは適当ではないと考えている。 こうした点を踏まえ、地方公共団体による利用計画の策定及び都市計画の見直し等を条件に民間への売却、一時使用等の是非を検討課題とし、財政制度等審議会国有財産分科会に諮ることとしており、平成15年中に結論を得る予定である。	B-1						1246070	茨城県	国際物流特区	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加
	700920										1248020	茨城県	つくば・東海・日立的特区	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
返還財産の留保地の貸付先に民間業者等を追加	700880	普通財産は原則として処分することを前提としているため、公益事業者以外の民間業者に対して長期間にわたり処分が不可能となる貸付けを行うことは適当でない。	提案は、民間事業者の利用ニーズにあわせ要望するものであり、特区として実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	在日米軍から返還された財務省所管普通財産については、国有財産中央審議会答申に基づいて処理方針を定めている。当該土地については、地方公共団体の利用計画の策定及び都市計画の見直しを受けて処分することとしており、こうした条件が整わない状況で長期に国から民間業者に貸付等を行うことは適当ではないと考えている。こうした点を踏まえ、地方公共団体による利用計画の策定及び都市計画の見直し等を条件に民間への売却、一時使用等の是非を検討課題とし、財政制度等審議会国有財産分科会に諮ることとしており、平成15年中に結論を得る予定である。	B - 1						1246080	茨城県	国際物流特区	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加(貸付け可能化)
	700930										茨城県	つくば・東海・日立知的特区	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加(貸付け可能)	
廃川敷地の譲与相手先の緩和	700450	国有財産法第28条は従前維持保全費用を負担していた点に鑑みて譲渡を規定しているものであり、それ以外の者への譲渡は補助金等と実質的に同じであることから、税・補助金等は対象としえないという特区全体の考え方からすると適当ではない。ただし、国から従前維持保全していた県に対して譲渡し、これを県から市町村に移管(譲渡)することは可能である。	費省からの回答では、「従前の維持保全費用負担の観点から譲与対象としていることであるが、とすれば、都道府県が了解し、適切な管理能力を有する市町村であれば、対象にすることができないか、具体的に検討し、回答されたい。	国有財産法第28条の趣旨は前回回答したとおりであり、本条の改正は適当ではない。再検討要請の内容は、前回回答の担当書に規定していることと同趣旨であると解され、その範囲内での対応であれば、現行制度で可能である。	F	-				1351010	長野県 上田市	「上田 道と川の駅」特区	廃川敷地の譲与相手先の緩和	
特区内の二線引駐畔の時刻取得申請手続きの省略	700460	普通財産の時刻取得については司法手続を経るべきものであるが、迅速な解決を図る観点から、一定の要件を満たすものについて国有財産時効確認連絡会の意見を求めた上で取得時効の完成の認定又は否認を行うとの特例を設けているところであり、更に、国有駐畔については、類似的先例がある場合は同連絡会への付議も省略する手続を定めている。従って、現行手続の中で迅速な処理を行っていききたい。			C - 1	-					1422020	掛川市	地図混乱是正特区	特区内の二線引駐畔の時刻取得申請手続きの省略
行政財産の貸付許可要件の緩和	700470	本件については、国立公衆衛生院は、多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第4条第1項に基づき、昭和63年7月の閣議において、国の行政機関等の移転対象機関として決定され、特定国有財産整備特別会計(特々会計)を活用して、新庁舎を整備している。従って、新施設の整備に伴い、今後、速やかに現施設は行政財産の用途を廃止し、処分財産として財務省(特々会計)に引き継がれて処分することとなる。この用途廃止までの間については、本件については現行規定で対処可能である。			D - 1	-					2073010	財団法人パブリックヘルスリサーチセンター	産学協同TR支援特区	行政財産の貸付許可要件の緩和
行政財産の廉価使用	700480	税・補助金等は対象としないという特区全体の考え方からすると、行政財産の廉価使用は適当でない。			F	-					2073020	財団法人パブリックヘルスリサーチセンター	産学協同TR支援特区	行政財産の廉価使用
特定国有財産整備特別会計に属する国有財産の貸付け及び随意契約による買受け	700490	本施設の整備は、旧施設を財源として、借入金によって実施していることから、移転後は速やかに財務省(特々会計)において売却を行い、借入金を返済する必要がある。従って、貸付けを行うことは適当でない。	提案では、行政財産の使用許可に引き続き、特々会計への所管換後も買受けを受けることができなかつたというものであり、具体的に検討し、回答されたい。	売却に支障のない範囲内において、資材置き場等の暫定的な一時貸付をすることは可能である。本件について具体的に検討すれば、随意契約によって売払いすることができ、資金計画等から早期の買受けが確実と見込まれるときには、買受け手続き期間中にいつか一時貸付を行うことができる。	C - 1	-					2073030	財団法人パブリックヘルスリサーチセンター	産学協同TR支援特区	特定国有財産整備特別会計に属する国有財産の貸付け及び随意契約による買受け

〔財務省〕

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
特定国有財産整備特別会計に属する国有財産の貸付け及び随意契約による買受け	700490	売却に当たっては、公用・公共の用に供する必要がある場合には、現行制度においても、随意契約によることは可能。			D-1	-					2073030	財団法人バブルリックヘルスリサーチセンター	産学協同TR支援特区	特定国有財産整備特別会計に属する国有財産の貸付け及び随意契約による買受け
特定国有財産整備特別会計に属する国有財産の貸付けによる廉価使用	700500	廉価使用は実質的に補助金と同じであり、税・補助金等は対象としないという特区全体の考え方からすると適当でない。			F	-					2073040	財団法人バブルリックヘルスリサーチセンター	産学協同TR支援特区	特定国有財産整備特別会計に属する国有財産の貸付けによる廉価使用
国有地(普通財産、国有港湾施設)の賃貸にかかる業種規制の緩和	700510	本件は左記通達に該当せず、普通財産として処分することを原則としている。ただし、港湾区域等に所在し処分が困難な財産については、一時的な貸付けを行うこともやむを得ないと考えられるが、その場合にも業種規制はない。			E	-					1306010	神戸市	国際みなと経済特区	国有地(普通財産、国有港湾施設)の賃貸にかかる業種規制の緩和
国有財産法において大学、病院、官舎、公園などに保育所を設ける場合の国有財産の用途制限の緩和	701050	庁舎、宿舍、大学及び病院等の国有財産については、現行制度においても、国が行政目的に利用していない財産であれば、売却等によって民間の事業等に活用可能。また、行政目的に利用している財産であっても、必要な場合には、当該財産の用途目的を妨げない限度において使用可能であり、現に庁舎などを保育所に使用している例がある。			D-1	-					2190060			・国有財産法において大学、病院、官舎、公園などに保育所を設ける場合の国有財産の用途制限の緩和
税理士の業務範囲の拡大	0700860	弁護士法第72条が非弁護士による法律事務取扱の禁止を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。また、税理士法においては、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図るため、税務に関する専門家としての能力・識見を有する者に対して税理士の資格を与え、これらの者に税務相談などの税理士業務を独占的に行わせているところである。このような法律の趣旨に鑑みれば、税理士業務以外の法律相談について、その能力的担保等の所要の措置が講じられていない現時点において、税理士の業務として認めることは相当ではない。	提案者の要望は、弁護士の大都市圏における法律相談の需要に十分な対応がなされていない現状に対し、他の資格者を活用することで対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、地域を限定し資格に応じて行うことができる非弁護士活動の内容、地域要件を特定することにより、特区において実現できないか具体的に検討し回答されたい。	税理士について、現在の税理士業務の範囲を拡大し、法廷外法律事務を行うことを認めるためには、能力的担保等の所要の措置を講じることが必要であり、このような措置を講じないまま認めることは、国民に不測の損害を与えかねず相当ではない。また、所要の措置を講じることについての検討は、資格法制全体の在り方の中で行われるべきものであり、特定の地域のみを対象として行うものではない。なお、法律相談等の需要への十分な対応については、現在、政府の司法制度改革の一環として検討されているものと承知している。	E	-					2146080	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区	税理士の業務範囲の拡大
入札参加者の統一資格付与の撤廃	0700910	予決令72条により設定されている統一資格に加え、73条の規定により契約ごとに技術力など適切な条件を付することができることとなり、併せて参加資格となる。通常72条資格は上記の販売実績等によりいくつかの区分に分けているが、技術力がより重要な調達案件については、契約担当官等の判断により、この区分すべての事業者を対象にし、さらに73条資格で技術力の条件を付することも可能である。			D-1	-					1248010	茨城県	つくば・東海・日立的特区	入札参加者の統一資格付与の撤廃

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
特定公益増進法人認定基準の緩和	0700940	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1252030	福岡県	ロボット実証実験特区	特定公益増進法人認定基準の緩和
「スポットダウンゾーニング制度」の新設と連動した固定資産税及び相続税の評価額の引下げのための基準見直し	0701040	財産評価基本通達は相続税法第22条の時価の解釈を明らかにしているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものではない。同通達は課税時期現在の適正な時価を算定するためのものであるから、スポットダウンゾーニングの実施により土地の時価に影響があるのであれば、当然、それを考慮して評価することとなる。具体的には、同通達5.20-5等を基として評価するが、面的な広がりがある場合は路線価評定上で対応することとなる。			E	-					1179020	京都市	国際文化観光特区	「スポットダウンゾーニング制度」の新設と連動した、固定資産税及び相続税の評価額の引き下げのための基準見直し
総合保税地域で使用・消費される輸入燃料等の関税の免除	0700190	【税の減免の要望であるため本項目全体を削除】 総合保税地域内で使用・消費される輸入燃料等について関税を免除するとの要望であり、「税の免除」そのものである。			F	-					1197060	北九州市	北九州市国際部物流特区	保税工場において使用する輸入燃料等の使用・消費の規制緩和
											1252040	福岡県	ロボット実証実験特区	総合保税地域の規制緩和 総合保税地域内において使用する輸入燃料等の使用・消費に係る関税等の免除 総合保税地域許可手数料の廃止又は減額
総合保税地域内で消費される食品等についての関税の免除	0700270	【税の減免の要望であるため本項目全体を削除】 総合保税地域内で消費される食品等について関税を免除するとの要望であり、「税の免除」そのものである。			F	-					1267020	千葉県	国際空港・港湾特区	総合保税地域内で消費される食品等についての関税の免除
総合保税地域の許可要件の緩和(酒類を保税扱いとすることによる消費の促進)	0700380	【税の減免の要望であるため本項目全体を削除】 「酒類を保税扱いとし、消費を促進する」との要望が保税地域内で消費する酒類について関税等を免除するとの要望であれば、「税の免除」そのものであり、本項目全体を削除。 なお、総合保税地域は、外国貨物の積卸し、荷置、加工・製造、展示等を行うことができる場所として税関長が許可するものであり、球技場における国際試合等の際の酒類等の消費を目的とするものではない。			F	-					1054060	千葉市	環境リサイクル・スポーツ特区	関税法の保税地域の指定要件の緩和
人工衛星打上射場の保税工場への指定	700370	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2137010	宇宙開発事業団	宇宙開発特区	人工衛星打上射場の保税工場への指定

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
ハイテク部品に対する関税の免除	0700390	「税の減免の要望であるため本項目全体を削除」 ハイテク部品について関税を免除するとの要望であり、「税の免除」そのものである。			F	-					2005080	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:lammy」	珠洲市は、貿易が自由出来る自由貿易地域にしてほしい
日本政策投資銀行の行う社会資本整備促進融資(無利子・低利子)の対象事業の追加	0700520	F(日本政策投資銀行の行う社会資本整備促進融資は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の一部を活用し社会資本の整備の促進を図る従来型の財政措置であるため)			F	-					1378020	東京都	東京湾岸地域における経済特区	日本政策投資銀行による特区関連事業に対する出融資制度の創設
日本政策投資銀行の行う社会資本整備促進融資(無利子)の対象者について第三セクター要件を撤廃	0701190			F(日本政策投資銀行の行う社会資本整備促進融資は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の一部を活用し社会資本の整備の促進を図る従来型の財政措置であるため)	F	-					1148040	八王子市	生き生き業務核融わい特区	中核的民間施設整備に係る資金確保の一部要件となる第3セクター要件の撤廃
租税特別措置法の適用拡大	0700530	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1133020	柳井市	農業経営合理化特区	租税特別措置法の適用拡大
中核的民間施設整備に係る税制上の特例措置の対象となる第3セクター要件の撤廃	0700540	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1148020	八王子市	生き生き業務核融わい特区	中核的民間施設整備に係る税制上の特例措置の対象となる第3セクター要件の撤廃
第3セクター要件の撤廃	0701030	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1055030	千葉市	中心市街地活性化特区	業務核都市制度における中核的施設の要件緩和
中核的民間施設整備に係る税制上の特例措置の対象となる第3セクター要件の撤廃	0700840	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1148030	八王子市	生き生き業務核融わい特区	中核的民間施設整備に係る税制上の特例措置の対象となる第3セクター要件の撤廃

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
共同試験研究における租税特別措置法上の法人税等の控除上限額の引き上げ。	0700550	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1167010	桐生市	産学官連携による共同研究促進のための税制上の優遇強化措置特区	共同試験研究における租税特別措置法上の法人税等の控除上限額を引き上げる。
学校教育法第1条「学校」の範囲の拡大(インターナショナルスクールを「学校」とみなす等)	0700560	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1180010	京都市	知の創出・活用特区	学校教育法第1条「学校」の範囲の拡大(インターナショナルスクールを「学校」とみなす等)
沖縄型特定免税店の出店の容認	0700570	[税の減免の要望であるため本項目全体を削除] 特定免税店制度は、旅客が特定の小売店において購入する土産物について関税を免除する制度であり、「税の免除」そのものである。			F	-					1218010	三沢市	三沢にぎわい創造特区	沖縄型特定免税店の三沢地域への出店の容認
山林の納税猶予	0700580	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1326020	横浜市役所	環境特区	樹林地の納税猶予
山林の納税猶予	0700660	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。				-					1423010	逗子市	環境特区	山林に関する租税の緩和
山林の納税猶予	0701020	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。				-					1235010	鎌倉市	緑地保全特区	緑地保全地区の山林の相続税納税猶予制度の創設 緑地保全地区の山林の贈与税納税猶予制度の創設
中小企業協同組合及び商店街振興組合の税制の特例	0700590	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1356030	東京都中央区	商業振興特区	中小企業協同組合及び商店街振興組合の税制の特例
投資法人の支払配当損金算入要件の緩和	0700600	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1360030	神奈川県	国際臨空産業特区	投資法人の支払配当損金算入要件の緩和

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の時限的適用除外	0700610	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	—					1376030	丹波町	丹波ワイン産業振興特区	水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の時限的適用除外
特区内で生産されるワインに関する酒税の非課税措置	0700620	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	—					1376040	丹波町	丹波ワイン産業振興特区	特区内で生産されるワインに関する酒税の非課税措置
特区内で製造販売されるワインに関する消費税の非課税措置	0700630	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	—					1376050	丹波町	丹波ワイン産業振興特区	特区内で製造販売されるワインに関する消費税の非課税措置
特区内で製造販売されるワインに関して地方税の新設	0701220	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	—					1376060	丹波町	丹波ワイン産業振興特区	特区内で製造販売されるワインに関して地方税の新設
税優遇措置	0700640	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	—					1378010	東京都	東京湾岸地域における経済特区	税優遇措置
業務核都市における中核的民間施設の拡大	0700650	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	—					1396090	東京都多摩市	多摩センター地区経済活性化特区	業務核都市における中核的民間施設の拡大
認定NPO法人認定基準の緩和	0700670	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	—					2089010	日本システムハウス(株)	地域通貨に準じる前払証票発行と、その流通特区	国税庁「認定NPO法人」認定基準の緩和
所得税法における非課税所得対象の追加	0700680	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	—					2089020	日本システムハウス(株)	地域通貨に準じる前払証票発行と、その流通特区	所得税法における非課税所得対象の追加

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
輸出品販売業者が居住者に対しても消費税を免除できるよう緩和	0700690	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2104010	ティーシー通商(株)	環日本海加工物流特区(拡充)	輸出品販売業者が居住者に対しても消費税を免除できるよう緩和
対象となっていない「居住者」に対する手続等の緩和	0700700	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2104020	ティーシー通商(株)	環日本海加工物流特区(拡充)	対象となっていない「居住者」に対する手続等の緩和
税制上の優遇	0700710	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2137060	宇宙開発事業団	宇宙開発特区	税制上の優遇
人工衛星に関する輸入消費税の免税	0700720	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2137080	宇宙開発事業団	宇宙開発特区	人工衛星に関する輸入消費税の免税
人工衛星打上げサービスへの輸出免税の適用	0700730	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2137090	宇宙開発事業団	宇宙開発特区	人工衛星打上げサービスへの輸出免税の適用
法人税の免除	0700740	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2147060	(株)東京リーガルマインド	就業体験特区	法人税の免除
法人税の免除	0700780	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2152190	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイクール設置特区	法人税の免除
法人税の軽減	0700750	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2147070	(株)東京リーガルマインド	就業体験特区	法人税の軽減

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
法人税の軽減	0700790	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。				-					2152200	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	法人税の軽減
給与所得に課せられる所得税の免除	0700760	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2147130	(株)東京リーガルマインド	就業体験特区	給与所得に課せられる所得税の免除
給与所得に課せられる所得税の免除	0700800	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。				-					2152260	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	給与所得に課せられる所得税の免除
給与所得に課せられる所得税の軽減	0700770	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2147140	(株)東京リーガルマインド	就業体験特区	給与所得に課せられる所得税の軽減
給与所得に課せられる所得税の軽減	0700810	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。				-					2152270	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	給与所得に課せられる所得税の軽減
先行再開発地区外からの転入権利者への所得税・法人税の減免	0700820	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2181060	大成建設株式会社	段階型再開発特区	先行再開発地区外からの転入権利者への所得税・法人税の減免
やむを得ない転出事項の拡大	0701230	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					2181010	大成建設株式会社	段階型再開発特区	やむを得ない転出事項の拡大
PFI法人への税制上の優遇措置の拡充	0700830	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1164020	白川村	白川郷文化・環境・教育特区	PFI法人への補助事業適用と税制上の優遇措置の拡充
NPO法人における法人関係税における免除	0700850	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1142030	我孫子市	ボランティア・NPO・市民事業推進特区	NPO法人における法人関係税における免除

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
コンビナート内における副産物の非課税化	0700890	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1247060	茨城県	鹿島経済特区	コンビナート内における副産物の非課税化
産業活性化のための特例税制(加速度償却制度の導入、残存価格制度廃止)の設置	0700900	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1247160	茨城県	鹿島経済特区	産業活性化のための特例税制(加速度償却制度の導入、残存価格制度廃止)の設置
税制関係(免税特例)	0700960	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1402040	掛川市	滴水プロジェクト特区	税制関係(免税特例)
京町家等歴史的ストック利活用促進税制の新設	0700980	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1179030	京都市	国際文化観光特区	京町家等歴史的ストック利活用促進税制の新設
まちづくり活動を行う公益的団体等に対する寄付金控除制度の拡充	0700990	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1179050	京都市	国際文化観光特区	まちづくり活動を行う公益的団体等に対する寄付金控除制度の拡充
取用適格事業の拡大	0701000	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-					1337010	長野市	将来のまちづくりに備え用地を取得できる特区	取用適格事業の拡大
国民生活金融公庫の新規開業資金の融資対象者の資格の緩和	0701010	F(国民生活金融公庫の融資は、政策金融という従来型の財政措置であるため)			F	-					2029080	個人	地域の中の日本語学校	信用保証協会による融資保証制度の対象拡大
特別史跡五稜郭跡内における、国有財産法の行政財産処分等の制限の緩和	0701170	-	-	-	D-1	-					1058020	函館市	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	特別史跡五稜郭跡内における、国有財産法の行政財産処分等の制限の緩和

【財務省】

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置の分類	措置の内容	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるようにしてほしい。	0701180	-	-	年金は、稼働能力の喪失に対応して生活の基本部分を支えるものである。年金受給権を担保に融資を受けた場合、その返済期間中は年金を受けることができず、老後の生活のよりどころを失い、生活の基盤が損なわれる可能性がある。このため、年金関係法に担保供与の制限が規定されているところであり、廃止することはできない。 また、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行っている年金受給権を担保とした貸付は、不時の出費に備えてあくまで一時的に小口の融資を行い、高利貸の被害を防止する等の観点から創設されたものであり、事業展開に要する資金の貸付のように、幅広く、多額の融資を行う制度について、年金受給権を担保にすることを認めることは、返済のため年金を受け取れない期間が極めて長期にわたり、上記の受給権保護の考えに照らし、適当ではない。	C-1	-					1436040	長野県	高齢者年金活用特区	年金関係法令に規定されている「年金の担保提供」禁止規定の廃止